保安基準適合証、保安基準適合標章及び

限定保安基準適合証の交付に関する

**社内規程**

|  |  |
| --- | --- |
| 事業場名 |  |

（目的）

第１条　この規程は、当社〔　　　　　　　　　　〕における保安基準適合証（限定保安基準適合証として使用する場合を含む。以下「適合証」という。）及び保安基準適合標章（以下「適合標章」という。）の交付に関する実施細目を定め、適合証及び適合標章の交付業務を適正かつ円滑に処理することを目的とする。

（適用範囲）

第２条　適合証及び適合標章の交付業務（電磁的方法による保安基準適合証（以下「電子適合証」という。）及び電磁的方法による保安基準適合標章（以下「電子適合標章」という。）の交付業務を含む。）は、関係法令（通達事項を含む。）によるほか、この規程の定めるところにより処理するものとする。

（管理組織）

第３条　適合証等の交付に関する主な管理組織は次のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 役　　職 | 氏　　　名 |
| 事業場管理責任者 |  |
| 主任技術者 |  |
| 自動車検査員 | 他　　名 |

２　前項の事業場管理責任者又は主任技術者を変更する場合にあっては、辞令の交付等を行うことにより、その管理組織体制を明確にするとともに、事業場組織図を変更するものとする。

　なお、事業場管理責任者又は主任技術者の変更した者の氏名及び変更年月日を別紙1に記載しておくものとする。

（整備）

第４条　適合証及び適合標章の交付に係る自動車の点検整備は、すべて自工場において実施しなければならない。ただし、『自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達）（令和2年国自整第353号。以下「取扱い通達」という。）』に定める委託作業を除くものとする。

２　取扱い通達に定める作業を他の工場に委託したときは、委託作業の出来栄えについて、引き取りの際に〔　　　　　　　〕が検収しなければならない。

（検査）

第５条　自動車検査員は、適合証及び適合標章の証明に係る検査前に、次の各号に掲げる事項について確認を行い、その結果、当該自動車が各号に該当する場合に限り検査を行うものとする。

(１)　指定の対象自動車である。

(２)　指定の業務範囲（業務範囲の限定を受けている場合に限る。）内である。

(３)　自工場において、点検整備を確実に実施している。

(４)　自動車検査用機械器具を用いて検査ができる。ただし、自動車の構造上、自動車検査用機械器具により、検査ができない自動車を除く。

(５)　不正改造等をしていない。

２　自動車検査員は、前項の検査を実施するときは、検査を自ら実施しなければならない。ただし、検査に伴う簡単な作業は、補助者が行っても差し支えない。

（同一性等の確認）

第６条　自動車検査員の適合証及び適合標章の証明に係る同一性等の確認方法は、検査の種類別に次のとおりとする。

(１)　継続検査にあっては、当該自動車の自動車検査証（電子化された自動車検査証の場合、記録されている記録事項の内容を含む。）。

(２)　新規検査及び予備検査にあっては、当該自動車の登録識別情報等通知書、一時抹消登録証明書又は自動車検査証返納証明書（検査対象軽自動車（以下「軽自動車」という。）及び二輪の小型自動車）。

（適合証及び適合標章の記載等）

第７条　適合証及び適合標章の記載方法は、次のとおりとする。

(１)保安基準適合証及び保安基準適合標章として使用する場合は標題の「保安基準適合証」及び証明欄の「次の自動車」の前の を○で囲む。

また、限定保安基準適合証として使用する場合は標題の「限定保安基準適合証」及び証明欄の「次の自動車の整備に係る部分」の前の を○で囲む。

(２)　指定番号欄は、指定書に記載された指定番号〔四運指第　　　　号〕とする。

(３)　番号欄は、適合証の交付順による暦年別一連番号とする。ただし、書き損じた適合証に記載した番号はそのまま附置し、再使用しないものとする。

(４)　交付年月日は、適合証及び適合標章の決裁日とする。

(５)　指定自動車整備事業者の氏名又は名称・事業場の名称及び所在地欄は、ゴム印等により各葉に記名しても良い。

(６)　検査年月日欄は、当該自動車の検査日とする。

(７)　自動車検査員の氏名欄は、当該自動車の検査を実施した自動車検査員の氏名とする。

(８)　適合証の項目については、すべて記載する。ただし、新規検査及び予備検査は自動車登録番号又は車両番号及び保険期間を記載しない。また、限定保安基準適合証を交付する時は、乗車定員、最大積載量、用途、車両総重量及び保険期間を記載しない。

(９)　予備検査の際に使用者が未定の場合は、所有者を記載する。

(10)　次の欄は、当該自動車の検査を実施した自動車検査員が記載内容を確認するものとする。

イ、自動車登録番号又は車両番号

口、車台番号

ハ、使用者

二、乗車定員

ホ、最大積載量

へ、用途

卜、車両総重量

(11)　自動車損害賠償責任保険証明書の写しの作成方法は、所定の場所に当該事項を転写するものとする。（継続検査の場合に限る。）

(12)　自動車検査員は、普通自動車、小型自動車及び軽自動車（最高速度２０ｋｍ／ｈ未満の自動車及び被けん引自動車を除く。）の総走行距離計表示値を完成検査時に確認し、特定整備記録簿に記載されている総走行距離の数値に比べてプラス２００ｋｍまでの場合は特定整備記録簿の総走行距離の数値を、１００ｋｍ未満を切り捨てて所定の欄に記載するものとする。また、プラス２００ｋｍを超える場合は完成検査時の総走行距離計の表示値を、１００ｋｍ未満を切り捨てて所定の欄に記載するものとする。

なお、走行距離計がマイル表示であると判断される場合には、ｍｉｌｅ単位で総走行距離を同様に記載するものとする。

(13)　電子適合証及び電子適合標章（以下「電子適合証等」という。）の作成は、必要事項を登録情報処理機関への情報提供が可能なシステムへ入力して行うものとする。

２　適合証及び適合標章の記載事項の訂正等は、次のとおりとする。

(１)　適合証などの記載事項を訂正する場合は、事業者印で行うものとする。

ただし、自動車検査員の証明に係る検査年月日、自動車検査員の氏名及び自動車検査員印欄については、自動車検査員印とする。

(２)　適合証等の訂正に当たり記載事項の識別が困難になるおそれがある場合は、同適合証等の記載面を朱抹（×印）し、及び書損理由を記載して適合証綴から切り離すことなく適合証（控）とともに保存しておくものとする。

３ 電子適合証等の入力事項の訂正等は、次のとおりとする。

(１)　電子適合証等の入力事項を訂正等する場合は、各種システムのマニュアルに基づき行うものとする。

(２)　電子適合標章に印刷不良等が生じた場合は、記載面を朱抹（×印）し、当該電子適合標章を２年間保存しておくものとする。

（証明）

第８条　適合証及び適合標章の証明は、当該自動車の検査を実施した自動車検査員自身が行うものとする。

２　自動車検査員の証明印は、自動車検査員印とする。

３　電子適合証等の証明は、当該自動車の検査を実施した自動車検査員自身が自身の権限により電子適合証等のシステムに入力を行うものとする。

（決裁）

第９条　適合証及び適合標章の決裁者は、事業場管理責任者とする。ただし、事業場管理責任者が不在のときは、〔　　　　　　〕が決裁業務を代行し、その旨を事業場管理責任者に速やかに報告するものとする。

２　事業場管理責任者（代行者を含む。）は、適合証及び適合標章の決裁に当たっては、当該自動車に係る関係帳票類（指定整備記録簿、部品伝票、自動車損害賠償責任保険証明書、自動車検査証、電子適合証を使用して申請を行う場合の承諾書等）、適合証及び適合標章の記載事項について確認又は審査し、その結果、適正に処理していると認める場合に限り決裁するものとする。

３　前項の決裁方法は、適合証及び適合標章に交付番号及び交付年月日を記載し、事業者印を押印して決裁するものとする。

また、電子適合証の場合は、決裁者自身が自身の権限により電子適合証の情報を登録するものとする。

４　適合標章を交付しないときは、適合標章の表示面を朱抹（×印）し、不正交付の防止を図るものとする。

５　適合証又は適合標章を正当な理由により紛失等した場合は、その適合証及び適合標章の有効期間が残存しているときに限り、次により再交付をすることができる。

(１)　適合証（控え含む。）及び適合標章に「再交付」である旨を明記する。

(２)　交付年月日及び交付番号を除き、旧適合証等の記載事項と同一する。

(３)　指定整備記録簿の適合証及び適合標章番号を新適合証交付番号に訂正する。

（検査申請書等）

第10条　車両を持ち込んでの検査申請の際に適合証を運輸支局に提出する場合は、適合証の上部余白に検査の種別を次により表示する。

　一時抹消登録を受けた自動車であって構造等に関する事項に変更が無いもの（乗用自動車等を除く。）

イ　新規検査の場合　　新規又は

ロ　予備検査の場合　　予備又は

２　前項の検査申請に当たっては、当該自動車及び指定整備記録簿を提示するとともに、適合証を自動車検査票（ 様式1 　継続検査側）に貼付すること。

３　継続検査の検査申請に係る自動車損害賠償責任保険証明書については、当該自動車の保険契約者に自動車損害賠償責任保険証明書又は電磁的媒体による自動車損害賠償責任保険証明書の提示を求め、その写しを作成し、自動車損害賠償責任保険証明書の提示に代えるものとする。

４　適合証の有効期間が切れたため、当該適合証の提出による検査申請ができないときは、運輸支局（軽自動車にあっては、軽自動車検査協会）に当該自動車を提示して検査を受けるものとする。

５　適合証の提出に係る検査申請上の事務処理に当たり、疑義が生じたときは、その都度運輸支局又は自動車整備振興会に照会して、教示を受けるものとする。

（書類等の保管）

第11条　適合証及び適合標章の交付に係る主な書類等の保管責任者は、次の表のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 書　　類　　等 | 保　管　責　任　者 |
| (１)　 事業者印 | 事業場管理責任者 |
| (２)　 自動車検査員印 | 自動車検査員 |
| (３)　 適合証綴 | 事業場管理責任者 |
| (４)　 指定整備記録簿 | 自動車検査員 |
| (５)　 授受出納簿 | 事業場管理責任者 |
| (６)　 電子適合標章の用紙 | 事業場管理責任者 |

２　前項の表中第1号から第3号及び第6号までに掲げる書類等の保管場所には施錠をして、盗難及び不正交付の防止に努めるものとする。

３　事業者印又は自動車検査員印を定めたとき及びその使用を廃止したときは、使用開始年月日等を別紙2の1又は別紙2の2に記載しておくものとする。

（電子適合証等のシステムの管理）

第11条の2　電子適合証等のシステムを利用する場合、利用者を選任するとともに、次の権限、ログインＩＤ及びパスワード等（以下「ＩＤパスワード等」という。）を付与し、第三者に知られないように管理するものとする。

(１)　指定整備事業者の事業場を管理するＩＤパスワード等

(２)　指定整備事業者の事業場の職員を管理するＩＤパスワード等

(３)　電子適合証に係る情報を登録するＩＤパスワード等

(４)　自動車検査員に係るＩＤパスワード等

(５)　電子適合証に係る情報を起票及び入力するＩＤパスワード等

２　前項のＩＤパスワード等を付与する場合は、付与する者にその情報の重要性等を教育するとともに、不正使用されないための措置を講じることとする。

３　電子適合証等のシステムの利用者に変更があった場合は、電子適合証等のシステムの登録情報を変更するものとする。

（社内教育等）

第12条　社内教育は、事業場管理責任者及び主任技術者が主体になって、実施計画に基づき定期的に実施し、その実施結果について記録するものとする。

２　自動車検査員は、次の各号に掲げる事項について常日頃から研さんを積み、自己の責務を果たすものとする。

(１)　関係法令（通達事項を含む。）

(２)　検査技術

(３)　自動車検査用機械器具の構造及び取扱い

(４)　新型自動車の構造及び装置

（社内監査）

第13条　社内監査は、事業場管理責任者が、定期的（年間3回）に別紙監査表により実施するものとする。

２　前項の監査の結果、指定自動車整備事業の運営上不適切な事項等が認められたときは、これらの事項について速やかに改善措置を講じて、指定自動車整備事業の適正化に努めるものとする。

（掲示）

第14条　事業場内には、次の各号に掲げる事項について掲示し、従事者等に対し指定自動車整備事業の運営に係る注意を喚起するものとする。

(１)　作業工程図

(２)　事業場組織図

(３)　指定整備事業者の心得

(４)　指定整備の基準

(５)　指定書

（情報提供に基づき、後日整備として選択した整備内容等の確認）

第15条　決裁者は、点検等の結果に基づく情報提供により、自動車ユーザーが『今回整備をしない』として選択した整備項目とその際の情報提供の内容について、指定整備記録簿等に確実に記載されていることを確認するものとする。

（複数の自動車検査員により同一車両の点検、検査作業を行う場合の取扱い）

第16条

(１)　作業区分の明確化

点検、検査の作業区分は（　　　）、（　　　）と（　　　）を分けて実施するものとする。

(２)　適合証及び適合標章の記載等

第7条の規定によるほか、次のとおりとする。

検査に携わった全ての自動車検査員が署名、押印するものとする。この場合、検査の年月日は、最後に検査の実務を行った自動車検査員がその年月日を記載するものとする。

なお、自動車検査員の証明欄に全ての自動車検査員が署名、押印できない場合には、当該証明欄に最後に検査の実務を行った自動車検査員が署名、押印を行うとともに、外何名と明記し、外の自動車検査員については余白部に署名、押印を行うものとする。

また、電子適合証等の場合は、検査の実務を行った全ての自動車検査員自身が自身の権限を使用し電子適合証等のシステムに入力を行うものとする。ただし、自動車検査員が６名以上の場合には、システムの対象外となる。

(３)　指定整備記録簿への記載方法

指定整備記録簿には、点検、検査作業を実施した自動車検査員の氏名、実施した作業区分及び検査年月日を記載するものとする。

（複数の自動車検査員による検査等の実施方法の確認）

第17条　決裁者は第９条の規定によるほか、保安基準適合証等の交付に当たり、保安基準適合性等の判定を行った自動車検査員が複数であった場合には、自動車検査員の検査等の作業が第16条に定める作業区分に従い適切に行われ、かつ、自動車検査員の証明及び判定漏れがないかどうかについて、当該検査等を行った自動車検査員への聴取又は指定整備記録簿等関係帳票類により適正に実施されたことの確認を行うものとする。

（指定整備記録簿等の電磁的記録の保存に関する管理）

第18条　検査員は、指定整備記録簿を電磁的に作成、保存するに当たっては、「指定整備記録簿等に係る電磁的記録の保存に関する取扱いについて」（平成30年4月19日付け、国自整第29号の2）により行うものとする。

附則

この規程は、　　　　　年　　　月　　　日から実施する。

（別紙1）

|  |  |
| --- | --- |
| 事業場管理責任者 | 主任技術者 |
| 変更年月日 | 氏　　名 | 変更年月日 | 氏　　名 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

（別紙2の1）

|  |
| --- |
| 事業者印 |
|  |  |
| 使用開始年月日 | 年　　月　　日 | 使用開始年月日 | 年　　月　　日 |
| 使用廃止年月日 | 年　　月　　日 | 使用廃止年月日 | 年　　月　　日 |
|  |  |
| 使用開始年月日 | 年　　月　　日 | 使用開始年月日 | 年　　月　　日 |
| 使用廃止年月日 | 年　　月　　日 | 使用廃止年月日 | 年　　月　　日 |
|  |  |
| 使用開始年月日 | 年　　月　　日 | 使用開始年月日 | 年　　月　　日 |
| 使用廃止年月日 | 年　　月　　日 | 使用廃止年月日 | 年　　月　　日 |
|  |  |
| 使用開始年月日 | 年　　月　　日 | 使用開始年月日 | 年　　月　　日 |
| 使用廃止年月日 | 年　　月　　日 | 使用廃止年月日 | 年　　月　　日 |

（別紙2の2）

|  |
| --- |
| 自動車検査員印 |
| 氏　名 | 印　影 | 氏　名 | 印　影 |
|  |  |  |  |
| 使用開始年月日 | 年　　月　　日 | 使用開始年月日 | 年　　月　　日 |
| 使用廃止年月日 | 年　　月　　日 | 使用廃止年月日 | 年　　月　　日 |
| 氏　名 | 印　影 | 氏　名 | 印　影 |
|  |  |  |  |
| 使用開始年月日 | 年　　月　　日 | 使用開始年月日 | 年　　月　　日 |
| 使用廃止年月日 | 年　　月　　日 | 使用廃止年月日 | 年　　月　　日 |
| 氏　名 | 印　影 | 氏　名 | 印　影 |
|  |  |  |  |
| 使用開始年月日 | 年　　月　　日 | 使用開始年月日 | 年　　月　　日 |
| 使用廃止年月日 | 年　　月　　日 | 使用廃止年月日 | 年　　月　　日 |

（別紙2の2）

|  |
| --- |
| 自動車検査員印 |
| 氏　名 | 印　影 | 氏　名 | 印　影 |
|  |  |  |  |
| 使用開始年月日 | 年　　月　　日 | 使用開始年月日 | 年　　月　　日 |
| 使用廃止年月日 | 年　　月　　日 | 使用廃止年月日 | 年　　月　　日 |
| 氏　名 | 印　影 | 氏　名 | 印　影 |
|  |  |  |  |
| 使用開始年月日 | 年　　月　　日 | 使用開始年月日 | 年　　月　　日 |
| 使用廃止年月日 | 年　　月　　日 | 使用廃止年月日 | 年　　月　　日 |
| 氏　名 | 印　影 | 氏　名 | 印　影 |
|  |  |  |  |
| 使用開始年月日 | 年　　月　　日 | 使用開始年月日 | 年　　月　　日 |
| 使用廃止年月日 | 年　　月　　日 | 使用廃止年月日 | 年　　月　　日 |